



WWF *for a living planet*

WWF ジャパン
(財)世界自然保護基金ジャパン

Tel: 03-3769-1711
Fax: 03-3769-1717
www.wwf.or.jp

〒105-0014
東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号
日本生命赤羽橋ビル 6F

2009 年 12 月 11 日

滋賀県知事

嘉田 由紀子様

WWF ジャパン

事務局長 樋口隆昌

主題：「ラムサール登録地の保全について — 近江八幡市の新エネルギーパーク建設問題」への対応についてご報告とお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より琵琶湖のみならず県内全域の環境保全にご尽力をいただきありがとうございます。

近江八幡市と安土町にまたがる西の湖の保全について、ご報告と要望をお伝えしたいと存じます。ご案内のとおり、琵琶湖周辺には数多くの内湖が存在いたしました。しかし、現在までにそのほとんどが開発によって消滅しております。西の湖は現存する最大の内湖で、その生物多様性の豊かさは、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターなどの調査であきらかになっております。そして、2008 年にはラムサール条約登録地に編入されました。しかし、近江八幡市ではその至近距離に大規模なごみ・し尿処理施設（新エネルギーパーク）の建設を計画しております。予定施設の西の湖への悪影響は容易に予想され、当法人は当地のパートナーと共に、この計画に対し大きな懸念を抱いております。

ご報告：

本年 7 月、当法人の地元パートナーより、新エネルギーパーク計画に関する情報を受け、8 月に現地調査を行いました。その結果を踏まえ、近江八幡市長富士谷英正様に、本年 9 月 3 日と 10 月 22 日に保全を求める要望書を差し上げております（添付 1、2）。

当法人の保全要請に対し、今週、同市長より回答（近八環第 637 号 12 月 4 日付け）を受け取りました（添付 3）。その要点は以下のとおりでございます。

- この事業は市民生活に欠くことのできない一般廃棄物の処理施設整備事業。一日も早い整備が望まれる。
- 平成 19 年 4 月に新処理施設で稼動を予定していた。諸事情で遅れ今日に至っている。
- 市内には、丘陵地がなく市域のほとんどが農地である。
- 平成 19 年から市内各地において候補地を検討してきたが適地が確保できなかった。



for a living planet®

- 西の湖は条約登録地であり、候補地に隣接していることを承知している。候補地での計画に際しては、自然環境や生態系維持及び景観の保全を重視した生活環境影響調査を行い、貴重動植物等への影響について予測調査を行ったうえで十分な対策を図る必要があると考えている。
- 当法人の知識や情報をもとに、支援を受けたい。支援の基にこの一般廃棄物の処理施設整備を進めたい。

これに対し、12月10日付けで以下の内容の回答を差し上げました（添付4）。

- 丘陵地がなく市域のほとんどが農地であること、平成19年から市内各地において候補地を検討されてきたが適地が確保できなかったというご事情は理解できた。
- 予定施設の西の湖への悪影響に関する懸念が払拭された訳ではない。西の湖が生物多様性豊かなホットスポットであること、その至近距離に予定地があること、さらに予定地が湧水のある軟弱地盤地帯であることは変わらない。
- 回答の添付「建設予定地の取組経過」に記されている第二次選定には、物理的条件ばかりが列挙されており、現予定地の自然環境への配慮が欠如している理由が分かった。
- 予定地の水田への影響も考えていただきたい。水田は自然生態系の宝庫。ことに湖や内湖に近い水田が固有種の大事な産卵場であることが分かっている。7ヘクタールもの水田が消えることの損失は重大。
- 当法人の持つ知識や情報をもとに支援をとの要請に対し、事業アセスメントに入る前に、生物多様性基本法の理念に基づいて、戦略アセスメントあるいは計画アセスメントを実施されることを薦める。
- 戦略アセスメントが実施されず、事業アセスメントの結果のみを基に事業が実施された場合は、ラムサール事務局に「モントルーレコード」への記載を求めることになる。事業アセスメントでは不十分と考えており、それでリスクがないと結論が出ても、安心できない。リスクを知らず、行動を起こさないのは、条約事務局の国際パートナー機関としての責務を放棄することになる。
- 当法人は廃棄物の処理施設整備に反対している訳ではない。

滋賀県に対する要望：

近江八幡市に対し、事業アセスメントに入る前に、戦略アセスメントあるいは計画アセスメントを実施するよう行政指導をお願いいたします。

その根拠：



for a living planet®

- 生物多様性基本法第五条（地方公共団体の責務）：地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 生物多様性基本法第六条（事業者の責務）：事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。
- 生物多様性基本法第二十五条（事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進）：国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす環境影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。
- 日本国憲法第九十八条【憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守】：日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
- 生物多様性条約第一四条（影響の評価及び悪影響の最小化）：1 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。

予定地はラムサール登録地には入っておりませんが、登録地への悪影響が予想されます。条約遵守の観点から、また、生物多様性保全の観点から、行政指導には十分すぎるほどの根拠があると存じます。私どもといたしましては、戦略アセスメントに従い、事業実施に入る前に、一般国民や専門家、環境保全機関などの関与を受け、現状（現在の施設や処理方法など）を精査し、改善の余地があるかないかが検討されると共に、今一度、いくつかの候補地を上げ、環境や社会面を考慮し、選択作業が進められることを念じております。ご高配お願い申し上げます

敬具



for a living planet[®]

- 添付 1 ラムサール登録地の保全について 《2009年9月3日 富士谷近江八幡市長宛》
- 添付 2 ラムサール登録地の保全について(要望書) 《2009年9月3日 富士谷近江八幡市長宛 原本のコピーをとらずに送付したため、データから再生》
- 添付 3 ラムサール登録地の保全について(要望書) 《2009年12月4日 WWF樋口宛》
- 添付 4 ラムサール登録地の保全について 貴信(近八環第637号) 《2009年12月11日 富士谷近江八幡市長宛》